

墨田区子どものための教育・保育給付に係る報告等の違反に対する過料に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p><u>墨田区子どものための教育・保育給付に係る報告等の違反に対する過料に関する条例</u> (過料)</p> <p>第2条 区長は、次のいずれかに該当する者に対し、10万円以下の過料を科することができる。</p> <p>(1) 正当な理由なしに、<u>法第13条第1項（法第30条の3において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）</u>の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>(2) 正当な理由なしに、<u>法第14条第1項（法第30条の3において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）</u>の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>(3) [略]</p>	<p><u>墨田区子どものための教育・保育給付に係る報告等の違反に対する過料に関する条例</u> 〔同左〕</p> <p>第2条 〔同左〕</p> <p>(1) 正当な理由なしに、法第13条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>(2) 正当な理由なしに、法第14条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>(3) [略]</p>

付 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。